

令和3年4月28日

市内中学校生徒
保護者の皆様へ

丹波市教育委員会
教育長 岸田 隆博

緊急事態措置期間における部活動に係る対処方針の変更について
(令和3年4月28日時点)

平素は、丹波市の教育活動に格別のご理解とご支援をいただき、誠にありがとうございます。

さて、現在、兵庫県には緊急事態宣言が発令されており、丹波市におきましても、感染状況は危惧される状況にあります。そこで、丹波市教育委員会においては、本日開催された兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部会議での対処方針や、県内の大学、高等学校等における部活動での感染拡大の状況等を総合的に判断し、今後の対応を下記の通り決定いたしました。

つきましては、お子様の健康・安全を最優先に、最大限の感染防止に努めてまいりますので、保護者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

- 1 部活動休止期間
令和3年4月29日から令和3年5月11日まで
- 2 部活動
【変更前】(令和3年4月26日時点)
部活動における感染症対策の強化
(1) 十分な感染防止対策を実施したうえで、原則、学校及びその周辺で実施します。
(2) 兵庫県に緊急事態宣言が発出されている期間は、大会(※を除く)、練習試合、合宿は行いません。
※中体連スケジュール記載大会、中央競技団体・文化関係連盟が主催する全国大会(その予選を含む)及び国民体育大会(その予選を含む)。参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図ります。
【変更後】
(1) 原則休止とする。
(2) ただし、中体連スケジュール記載大会、中央競技団体・文化関係連盟等が

主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）への参加は可とする。

また、大会等参加に伴う練習を行う場合は、大会初日の3週間前からとする。その際、感染防止対策（教育活動における感染防止対策を含む）を徹底のうえ、以下のとおりとする。

ア 活動場所は、自校及びその周辺のみ活動とする。

ただし、活動拠点が校内にない場合は、当該施設を校内とみなす。

イ 活動時間は、平日4日2時間以内、土日1日3時間以内の実施とする。

ウ 公式大会に合同で参加する場合、または自校内で練習試合ができない場合のみ、他校と合同による練習を可とする。

エ 合宿等、宿泊を伴う活動は実施しない。

3 安心した生活を送るために

ゴールデンウィーク中は、感染防止対策をとるとともに不要不急の外出を控え、お子様が感染症への正しい理解のもとに適切に行動できるよう、ご家庭でもこの機会に親子で話し合ってみてください。今後も人権を大切に、安心して生活を送ることができるよう、ご協力をお願いします。